

令和4年度移住・就職相談員募集要項

令和3年12月3日
宮 城 県

宮城県では、宮城県への移住を希望する方への相談対応や情報発信等を行う非常勤の職「移住・就職相談員」を宮城県東京事務所に設置します。

ついては、県内各市町村や関係機関と連携の上、相談者に対する支援を親身になって行う意欲のある方を下記のとおり募集します。

なお、本募集要項、応募用履歴書及び営利企業等従事予定等届出書は、宮城県企画部地域振興課のホームページからダウンロードすることができます。

記

1 名称、採用予定数及び業務内容

(1) 名 称 移住・就職相談員

(地方公務員法に定められる会計年度任用職員となります。)

(2) 採用予定数 1名

(3) 業務内容

ア 市町村及び関係機関と連携し、県内各地域の仕事や暮らしに関する情報を集約の上、移住希望者に対する相談対応や、宮城県内の企業への就労あっせんを行います。

イ 県及び市町村（圏域単位も含む）が主催する、首都圏における移住イベント等の開催準備や運営支援を行います。

ウ 関係機関が主催する、首都圏等における移住イベント等に参加し、来場者に対する相談対応等を行います。

エ 移住希望者や市町村及び関係機関等に対し、県のPRや移住に関する情報発信を行います。

オ 上記業務を行う上で収集した情報等を整理・分析し、移住推進施策の実施に資する基礎資料を作成します。

カ その他本県の移住推進施策に付随する業務を行います。

2 勤務条件

(1) 任用期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

ただし、任用期間終了後、次年度も職が設置されることとなった場合は、能力実証を行った上で、再度任用する場合がある。

(2) 給 与 月額237,000円程度のほか、県の規程に従い、期末手当、通勤手当などを支給する。

(3) 勤務先 NPO法人ふるさと回帰支援センター内「みやぎ移住サポートセンター」
(東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階)

(4) 勤務日・休暇等

週4日、1日7時間15分、週29時間（勤務する曜日の割り振りは採用後に行います。）

月曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までは休日（みやぎ移住サポートセンターの閉館日）となります。

(5) 勤務時間 午前10時00分から午後6時15分まで（職務上必要がある場合、始業時刻及び終業時刻を別途割り振ることがあります。）

うち休憩時間 正午から午後1時まで

- (6) その他
- ・年次有給休暇（10日間（令和4年4月1日から令和5年3月31日の間））の制度があります。
 - ・健康保険，厚生年金保険，雇用保険に加入します。
 - ・採用後，適宜必要な職場内研修等を実施します。
 - ・業務に伴う書類の作成や連絡調整に当たっては，パソコンを使用します。
 - ・業務に必要なパソコン等は県が手配するものを使用します。
 - ・一般職の職員に準じ，法令等の遵守，信用失墜行為の禁止等が義務づけられます。
 - ・職務の円滑な遂行や公平な遂行に支障がある業務等との兼業は認められません。

3 募集及び採用

(1) 募集期間

令和3年12月3日（金）から令和4年1月24日（月）まで

受付は期間内の土曜日，日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 応募要件

次のアからウまでのいずれにも該当する人が応募できます（学歴・性別を問いません。）。

ア 職業能力開発促進法（昭和44年7月18日法律第64号）第30条の19に規定するキャリアコンサルタント名簿に登録されている者又は令和4年4月1日までに同名簿に登録される見込みである者又は1年以上同様の業務に従事する等，同等以上の能力を有していると認められる者

イ 国や地方公共団体，国立大学法人，学校法人，民間企業，その他団体等において，就職又は生活支援に関する相談業務に従事した経験を有している者

ウ パソコンによる文書作成や相談記録の作成，Web サイトでの情報収集及びメールの送受信等について，迅速かつ正確に処理できる能力を有している者

ただし，次のエからカまでのいずれかに該当する人は，応募することができません。

- エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- オ 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- カ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 求める資質・能力

- ア 相談者の話に真摯に耳を傾けることができ、状況に応じた適切な支援をすることができる者
- イ 本庁（宮城県企画部地域振興課）、同僚、県内市町村、関係機関等と円滑なコミュニケーションを取りながら協力関係を築いていくことができる者
- ウ 公平なバランス感覚や責任感を備えた誠実な者
- エ 多種多様な相談に対応できる知識・経験を有するとともに、分からない物事に関しては自ら調べ（又は関係各所に確認するなどし）相談者に対する的確に助言できる者
- オ その他（備えていることが望ましい資質）
 - ・宮城県に関する知識（地理・観光・文化等）が豊富な者
 - ・地域振興や就職支援に関して、専門知識や実務経験、熱意がある者

(4) 応募方法

採用を希望する人は、次のアからエまでの書類を添えて、(6)の申込み先に直接持参又は郵送してください（**郵送の場合は令和4年1月24日（月）必着のこと。「配達記録」等により、確実に応募書類の配達を確認できる手段の利用をお勧めします。**）。

なお、応募書類の返却はいたしませんのでご了承ください。ご提出のあった履歴書の個人情報、個人情報保護条例により、厳重に管理します。また、取得した個人情報は採用のためだけに使用し、目的以外に使用することはありません。

ア 履歴書

移住・就職相談員応募用の履歴書又は同様の項目を備えた履歴書に必要事項を記入の上、提出日前3か月以内に撮影した写真を貼り付け、「その他」欄の下部に、記載内容が事実と相違ない旨を自署してください。

イ レポート

「移住・就職相談員として活かせる自分の持ち味と強み」をテーマとして800文字程度、「職場内における良好な人間関係のありかた」をテーマとして400文字程度記載したもの。

用紙は任意、パソコンでの作成も可（A4用紙縦に横書きで、1行の文字数40字程度、行数30行程度を標準とします）。

なお、冒頭に氏名を記載してください。

- ウ キャリアコンサルタント名簿に登録されていること若しくは登録される見込みであることを証明するもの（登録証・合格書の写し等）又は1年以上同様の業務に従事する等、同

等以上の能力を有することを証明するもの。

エ 営利企業等従事予定等届出書

従事しない場合であっても、「無」にチェックを入れた上で提出してください。

(5) 選考方法

書類選考及び面接を行います。

ア 書類選考

提出された履歴書及びレポートによる選考を行います。結果は令和4年1月25日(火)以降に、履歴書に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ書面にてお知らせする予定です。

なお、書類選考の合格者に対しては、あわせて電話により連絡しますので、連絡が取れる電話番号を履歴書に記載願います。

イ 面接及び適性検査

書類選考の合格者に対し、面接及び適性検査（パソコン操作）を実施します。

面接は令和4年2月9日（水）に宮城県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6-3）において実施します。

選考結果は令和4年2月10日（木）以降に、履歴書に記載された現住所（別途連絡先の記載がある場合は当該連絡先）へ郵送にて本人宛て書面でお知らせします。

ウ 採用

令和4年4月1日付けで採用する予定です。

(6) お問い合わせ・申込み先

宮城県企画部地域振興課 移住定住推進班 担当：吉田

仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁行政庁舎6階

電話：022-211-2454

FAX：022-211-2442

E-mail：tisini@pref.miyagi.lg.jp

【郵送の宛先】

〒980-8570

宮城県企画部地域振興課 移住定住推進班 宛て（※住所不要）